

光本圭佑尼崎市議会議員による政務活動費に係る私文書の偽造等に伴う  
告発状の提出について

1 告発人

尼崎市議会事務局長 中嶋成介

2 被告発人

光本圭佑（尼崎市議会議員）

3 告発日

令和4年8月5日

4 告発状の提出先

兵庫県警察本部刑事部捜査第二課

5 告発の概要

(1) 告発事実

① 被告発人が令和3年8月に家電量販店においてパソコン6台及びその付属品等を購入（合計76万330円）した後に、日本維新の会尼崎市議団に対して政務活動費の支払の請求をした際に添付した領収書に係る納品書1通を偽造し、行使した。（刑法第159条第1項及び第161条第1項（有印私文書偽造・同行使罪）に該当すると思料）

② 上記①の領収書中、支払手段を表す欄にデビットカードを用いて支払をしていないにもかかわらず、同欄のデビットカードに丸印を加筆することをもって、当該領収書1通を変造し、行使した。（刑法第159条第2項及び第161条第1項（有印私文書変造・同行使罪）に該当すると思料）

(2) その他

当該会派において調査を行った中で、上記の告発事実に係る事実関係に加えて、不可解な事実が判明したため、本件に関連して捜査をお願いした。

以 上